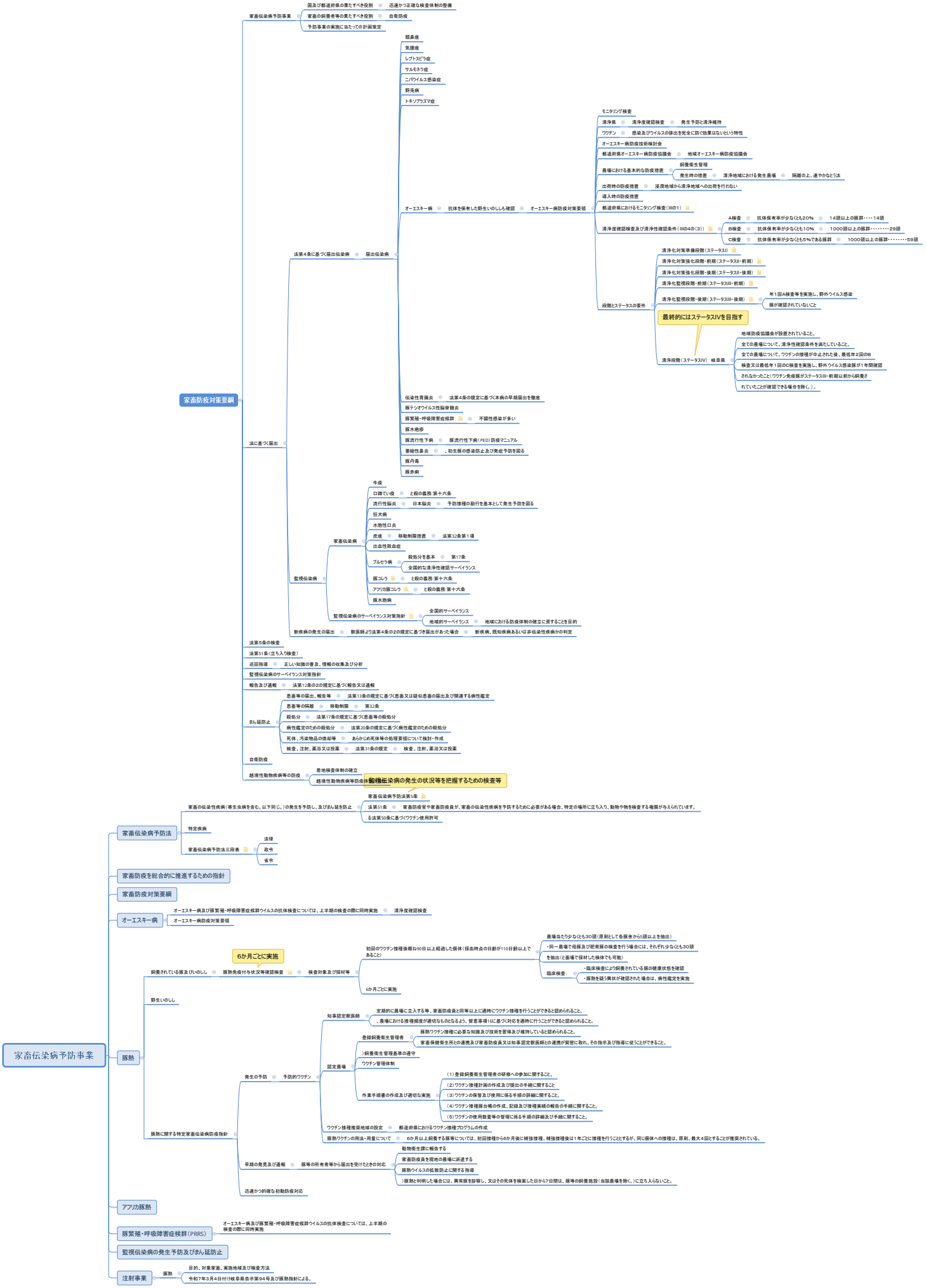
家畜防疫対策要綱
家畜伝染病予防事業
国及び都道府県の果たすべき役割
迅速かつ正確な検査体制の整備
家畜の飼養者等の果たすべき役割
自衛防疫
予防事業の実施に当たっての計画策定
法に基づく届出
法第4条に基づく届出伝染病
届出伝染病
口蹄疫
鼻疽
気腫疽
レプトスピラ症
サルモネラ症
ニパウイルス感染症
野兎病
トキソプラズマ症
オーエスキー病
抗体を保有した野生いのしらも確認
オーエスキー病防疫対策要領
モニタリング検査
清浄県
清浄度確認検査
発生予防と清浄維持
ワクチン
感染及びウイルスの排出を完全に防ぐ効果はないという特性
オーエスキー病防疫技術検討会
都道府県オーエスキー病防疫協議会
地域オーエスキー病防疫協議会
農場における基本的な防疫措置
飼養衛生管理
発生時の措置
清浄地域における発生農場
隔離の上、速やかなとう汰
出荷時の防疫措置
浸潤地域から清浄地域への出荷を行わない
導入時の防疫措置
都道府県におけるモニタリング検査（III0 1）
清浄度確認検査及び清浄性確認条件（III04の（3））
A検査
抗体保有率が少なくとも20%
14頭以上の豚群・・・・14頭
B検査
抗体保有率が少なくとも10%
1000頭以上の豚群・・・・・・・・29頭
C検査
抗体保有率が少なくとも5%である豚群
1000頭以上の豚群・・・・・・・・59頭
段階とステータスの要件
清浄化対策準備段階（ステータスI）
清浄化対策強化段階・前期（ステータスII・前期）
清浄化対策強化段階・後期（ステータスII・後期）
清浄化監視段階・前期（ステータスIII・前期）
清浄化監視段階・後期（ステータスIII・後期）
年1回A検査等を実施し、野外ウイルス感染
豚が確認されていないこと
最終的にはステータスIVを目指す
清浄段階（ステータスIV） 岐阜県
地域防疫協議会が設置されていること。
全ての農場について、清浄性確認条件を満たしていること。
全ての農場について、ワクチンの接種が中止された後、最低年2回のB
検査又は最低年1回のC検査を実施し、野外ウイルス感染豚が1年間確認
されなかったこと（ワクチン免疫豚がステータスIII・前期以前から飼養さ
れていたことが確認できる場合を除く。）。
伝染性胃腸炎
法第4条の規定に基づく本病の早期届出を徹底
豚テシオウイルス性脳脊髄炎
豚繁殖・呼吸障害症候群
不顕性感染が多い
豚水疱疹
豚流行性下痢
豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル
萎縮性鼻炎
、初生豚の感染防止及び発症予防を図る
豚丹毒
豚赤痢
監視伝染病
家畜伝染病
牛疫
口蹄ていと
と殺の義務:第十六条
流行性脳炎
日本脳炎
予防接種の励行を基本として発生予防を図る
狂犬病
水胞性口炎
炭疽
移動制限措置
法第32条第1項
出血性敗血症
ブルセラ病
殺処分を基本
第17条
全国的な清浄性確認サーベイランス
豚コレラ
と殺の義務:第十六条
アフリカ豚コレラ
と殺の義務:第十六条
豚水胞病
監視伝染病のサーベイランス対策指針
全国的サーベイランス
地域的サーベイランス
地域における防疫体制の確立に資することを目的
新疾病の発生の届出
獣医師より法第4条の2の規定に基づき届出があった場合
新疾病、既知疾病あるいは非伝染性疾病かの判定
法第5条の検査
法第51条（立ち入り検査）
巡回指導
正しい知識の普及、情報の収集及び分析
監視伝染病のサーベイランス対策指針
報告及び通報
法第12条の2の規定に基づく報告又は通報
まん延防止
患畜等の届出、報告等
法第13条の規定に基づき患畜又は疑似患畜の届出及び関連する病性鑑定
患畜等の隔離
移動制限
第32条
殺処分
法第17条の規定に基づき患畜等の殺処分
病性鑑定のための殺処分
法第20条の規定に基づく病性鑑定のための殺処分
死体、汚染物品の焼却等
あらかじめ死体等の処理要領について検討・作成
検査、注射、薬浴又は投薬
法第31条の規定
検査、注射、薬浴又は投薬
自衛防疫
越境性動物疾病等の防疫
着地検査体制の確立
越境性動物疾病等防疫体制
監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査等
家畜伝染病予防法第5条
法第51条
家畜防疫官や家畜防疫員が、家畜の伝染性疾病を予防するために必要がある場合、特定の場所に立ち入り、動物や物を検査する権限が与えられています。
る法第50条に基づくワクチン使用許可
家畜伝染病予防法
特定疾病
家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。以下同じ。）の発生を予防し、及びまん延を防止
家畜伝染病予防法三段表
法律
政令
省令
家畜防疫を総合的に推進するための指針
家畜防疫対策要綱
オーエスキー病
オーエスキー病及び豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルスの抗体検査については、上半期の検査の際に同時実施
清浄度確認検査
オーエスキー病防疫対策要領
豚熱
飼養されている豚及びいのしし
豚熱免疫付与状況等確認検査
6か月ごとに実施
検査対象及び採材等
初回のワクチン接種後概ね90日以上経過した個体（採血時点の日齢が110日齢以上であること）
農場当たり少なくとも30頭（原則として各豚舎から5頭以上を抽出）
・同一農場で母豚及び肥育豚の検査を行う場合には、それぞれ少なくとも30頭を抽出（と畜場で採材した検体でも可能）
臨床検査：
・臨床検査により飼養されている豚の健康状態を確認
・豚熱を疑う異状が確認された場合は、病性鑑定を実施
6か月ごとに実施
野生いのしし
豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針
発生の予防
予防的ワクチン
知事認定獣医師
定期的に農場に立入する等、家畜防疫員と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができると認められること。
・農場における接種頻度が適切なものとなるよう、留意事項16に基づく対応を適時に行うことができると認められること。
認定農場
登録飼養衛生管理者
豚熱ワクチン接種に必要な知識及び技術を習得及び維持していると認められること。
家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うことができること。
）飼養衛生管理基準の遵守
ワクチン管理体制
作業手順書の作成及び適切な実施
（1）登録飼養衛生管理者の研修への参加に関すること。
（2）ワクチン接種計画の作成及び提出の手続に関すること
（3）ワクチンの保管及び使用に係る手順の詳細に関すること。
（4）ワクチン接種豚台帳の作成、記録及び接種実績の報告の手続に関すること。
（5）ワクチンの使用数量等の管理に係る手順の詳細及び手続に関すること。
ワクチン接種推奨地域の設定
都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成
豚熱ワクチンの用法・用量について
6か月以上飼養する豚等については、初回接種から6か月後に補強接種、補強接種後は1年ごとに接種を行うこととするが、同じ個体への接種は、原則、最大4回とすることが推奨されている。
早期の発見及び通報
豚等の所有者等から届出を受けたときの対応
動物衛生課に報告する
家畜防疫員を現地の農場に派遣する
豚熱ウイルスの拡散防止に関する指導
豚熱と判明した場合には、異常豚を隔離し、又はその死体を検案した日から7日間は、豚等の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。
迅速かつ的確な初動防疫対応
アフリカ豚熱
豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）
オーエスキー病及び豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルスの抗体検査については、上半期の検査の際に同時実施
監視伝染病の発生予防及びまん延防止
注射事業
豚熱
目的、対象家畜、実施地域及び検査方法
令和7年3月4日付け岐阜県告示第94号及び豚熱指針による。